

農地法第3条許可申請について（農地の売買・贈与・貸借等）

農地を買いたい(売りたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやってみたい方、

まずは、農業委員会へご相談ください。

農地の売買、贈与、貸借などは農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

また、農地の売買、貸借については「農用地利用集積等促進計画」に基づく方法もあります。

詳しくは、農業委員会にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

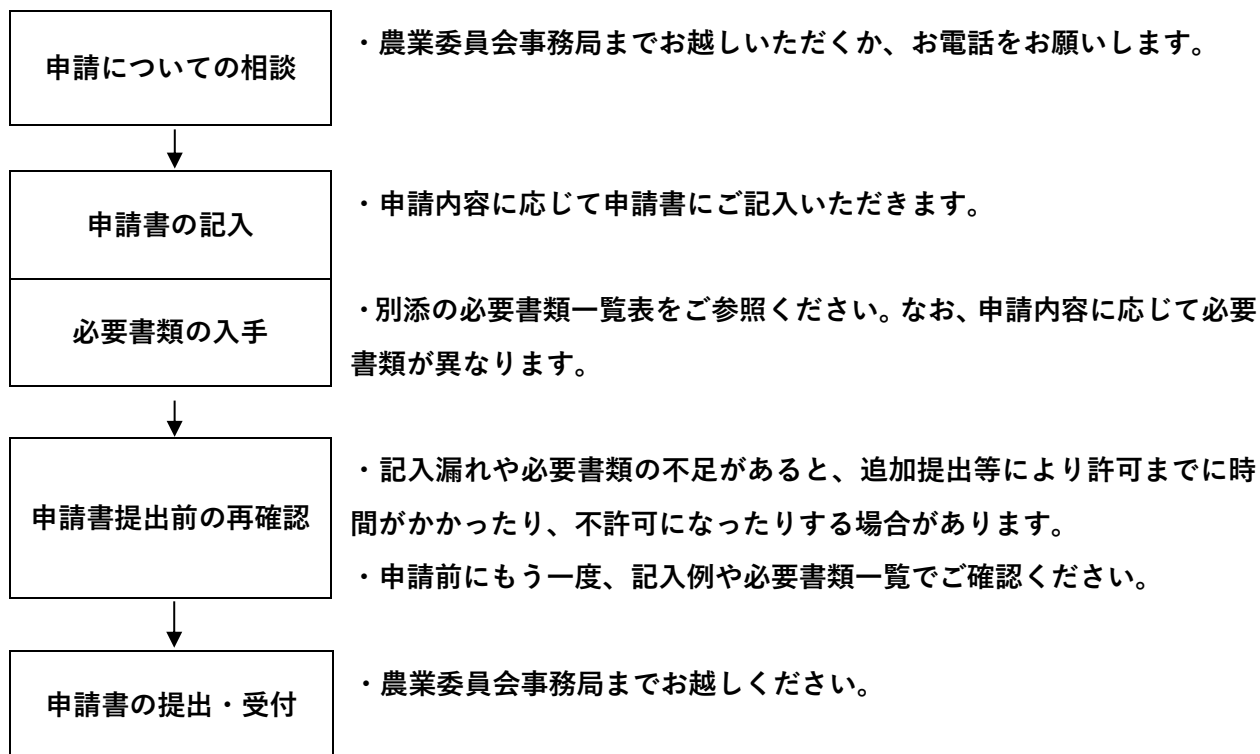
- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（※農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

○ 農地法第 3 条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 葛巻町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を 30 日と定め、迅速な許可事務に努めています。

【申請者の方の流れ】



【農業委員会等の流れ】（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は 30 日です）

